

令和 8 年度

汐川前国有林松くい虫防除事業

関 覧 図 書

添付書類

- 1 入札者注意書
- 2 請負契約書（案）
- 3 事業内訳書
- 4 樹幹注入対象木・処理明細一覧表
- 4 作業仕様書等
- 5 事業位置図
- 6 契約情報の公表

鳥取森林管理署

(素材生産及び造林事業)

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札してください。

1. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
2. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
3. 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
4. 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
5. 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
6. 入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
7. 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
8. 入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づく。
9. 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
10. 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
 - (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - (3) 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
 - (4) 入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
 - (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
 - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
 - (8) 入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
 - (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書

- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
 - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 11. 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
 - 12. 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があっても受理しない。
 - 13. 開札は、入札者の面前で行う。ただし、入札者が立ち会わない時は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札する。
 - 14. 開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行うことがある。
その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
 - 15. 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
 - (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
 - 16. 落札となるべき同価格（総合評価落札方式による場合は「同評価値」）の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。
なお、この場合、同価格（同評価値）の入札をした者のうち、くじを引かない者、入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
 - 17. 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
 - 18. 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

19. 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
20. 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
21. このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1）暴力的な要求行為を行う者
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5）その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

松くい虫防除事業請負契約書（案）

- 1 事業名 汐川前国有林松くい虫防除事業
- 2 事業場所 汐川前国有林 6 1 3 い林小班外
- 3 事業量 別添事業内訳書のとおり
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から
令和 9 年 3 月 8 日まで
- 5 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額（以下「消費税」という。）
金 円也)
- 〔注〕 () の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。

- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第 4 条第 1 項第 1 号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第 4 条第 1 項第 2 号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第 4 条第 1 項第 3 号
×	公共工事履行保証証券による保証		第 4 条第 1 項第 4 号
×	履行保証保険契約の締結		第 4 条第 1 項第 5 号
×	支給材料及び貸与品		第 15 条
×	前金払	分の 以内	第 35 条第 1 項
×	中間前金払		第 35 条第 4 項
	部分払い	回以内	第 38 条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第 40 条

〔注〕 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

品 名	品 質 規 格	数 量	引 渡 予 定 場 所	引 渡 予 定 月 日
該当なし				

8 特約事項

- (1) 請負代金は近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 使用材料は書面により報告し、必ず監督職員の確認を受けること。
- (3) 暴力団排除に関する特約条項は別紙のとおり。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年10月14日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 鳥取県鳥取市吉方 1 0 9
鳥取第 3 地方合同庁舎 2 階
氏 名 分任支出負担行為担当官
鳥取森林管理署長 山崎 準 印

請負者 住 所

氏 名

印

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- (表明確約)

第3条 乙は、第1条各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自らが、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

事業内訳書

森林事務所	作業種	事業期間	事業場所 (国有林・林小班)	記番	数量 (事業量)	摘要
倉吉	樹幹注入	契約締結の日の翌日 ※1 ～ 令和9年3月8日	汐川前 613い	1	220本	
			汐川前 613は	2	90本	
			計		310本	
	林床整理	契約締結の日の翌日 ～ 令和9年3月8日	汐川前 613い	1	1.52ha	
			汐川前 613ろ	2	2.02ha	
			汐川前 613に	3	1.61ha	
			計		5.15ha	
	樹幹注入			合計		310本
林床整理			合計		5.15ha	

※1 樹幹注入作業は、樹液が停止する12月1日以降に実施すること。

※2 樹幹注入作業の対象木については、別紙「樹幹注入対象木・処理明細一覧表」のとおり。

樹幹注入対象木・処理明細一覧表

汐川前国有林613い林小班

薬剤名:

対象木			薬剤使用量					
通し番号	No.テープ 番号	胸高直径 (cm)	使用量(ml又はアンプル数)			薬剤使用量を 変更した理由	加圧式を使用し た場合のボトル	備考
			予定	実行	差引			
1	白B175	22						
2	白B176	16						
3	白B177	38						
4	白B178	30						
5	白B179	16						
6	白B180	28						
7	白B181	26						
8	白B182	28						
9	白B183	18						
10	白B184	22						
11	白B185	24						
12	白B186	30						
13	白B187	14						
14	白B189	14						
15	白B190	12						
16	白B191	30						
17	白B192	18						
18	白B199	22						
19	白B200	22						
20	白B201	20						
21	白B202	38						
22	白B203	24						
23	白B205	18						
24	白B206	18						
25	白B207	14						
26	白B208	30						
27	白B209	38						
28	白B210	26						
29	白B211	20						
30	白B212	42						
31	白B213	22						
32	白B214	26						
33	白B217	16						
34	白B218	32						
35	白B219	32						
36	白B220	32						
37	白B221	12						
38	白B222	18						
39	白B223	16						
40	白B224	34						
41	白B225	32						
42	白B226	12						
43	白B228	16						
44	白B229	14						
45	白B230	30						
46	白B233	20						
47	白B234	20						
48	白B236	18						
49	白B237	22						
50	白B238	12						
51	白B239	18						
52	白B240	22						
53	白B241	20						
54	白B242	18						
55	白B243	14						
56	白B244	20						
57	白B245	20						
58	白B246	22						

樹幹注入対象木・処理明細一覧表

汐川前国有林613い林小班

薬剤名:

対象木			薬剤使用量					
通し番号	No.テープ 番号	胸高直径 (cm)	使用量(ml又はアンブル数)			薬剤使用量を 変更した理由	加圧式を使用し た場合のボトル	備考
			予定	実行	差引			
59	白B247	42						
60	白B248	32						
61	白B249	26						
62	白B250	38						
63	白B251	24						
64	白B252	30						
65	白B253	14						
66	白B254	44						
67	白B255	16						
68	白B256	40						
69	白B261	24						
70	白B262	14						
71	白B263	46						
72	白B264	34						
73	白B265	20						
74	白B266	24						
75	白B267	24						
76	白B268	36						
77	白B269	16						
78	白B270	36						
79	白B271	22						
80	白B272	36						
81	白B273	18						
82	白B274	20						
83	白B275	16						
84	白B276	22						
85	白B277	26						
86	白B278	16						
87	白B279	14						
88	白B280	26						
89	白B281	30						
90	白B282	20						
91	白B284	24						
92	白B285	22						
93	白B286	34						
94	白B287	32						
95	白B288	34						
96	白B289	24						
97	白B290	42						
98	白B291	22						
99	白B292	34						
100	白B293	46						
101	白B294	40						
102	白B296	34						
103	白B297	38						
104	白B298	48						
105	白B299	40						
106	白B300	42						
107	白B301	44						
108	白B302	18						
109	白B303	30						
110	白B306	42						
111	白B307	36						
112	白B308	20						
113	白B309	20						
114	白B310	34						
115	白B311	22						
116	白B312	28						

樹幹注入対象木・処理明細一覧表

汐川前国有林613い林小班

薬剤名:

対象木			薬剤使用量					
通し番号	No.テープ 番号	胸高直径 (cm)	使用量(ml又はアンプル数)			薬剤使用量を 変更した理由	加圧式を使用し た場合のボトル	備考
			予定	実行	差引			
117	白B313	20						
118	白B314	36						
119	白B315	12						
120	白B316	24						
121	白B317	18						
122	白B318	28						
123	白B319	46						
124	白B320	30						
125	白B321	38						
126	白B322	48						
127	白B323	36						
128	白B324	36						
129	白B325	42						
130	白B326	38						
131	白B327	30						
132	白B328	44						
133	白B329	32						
134	白B332	28						
135	白B333	52						
136	白B334	10						
137	白B335	28						
138	白B336	42						
139	白B337	40						
140	白B338	34						
141	白B339	44						
142	白B340	48						
143	白B341	40						
144	白B342	10						
145	白B344	20						
146	白B345	36						
147	白B346	10						
148	白B347	24						
149	白B348	14						
150	白B349	44						
151	白B350	34						
152	白B351	24						
153	白B352	30						
154	白B353	32						
155	白B354	42						
156	白B357	20						
157	白B358	58						
158	白B359	48						
159	白B360	50						
160	白B362	18						
161	白B374	26						
162	白B420	12						
163	白B421	18						
164	白B423	12						
165	白B425	24						
166	白B426	50						
167	白B427	20						
168	白B428	20						
169	白B429	22						
170	白B430	46						
171	白B431	12						
172	白B432	26						
173	白B433	30						
174	白B434	26						

樹幹注入対象木・処理明細一覧表

汐川前国有林613い林小班

薬剤名:

対象木			薬剤使用量					
通し番号	No.テープ 番号	胸高直径 (cm)	使用量(ml又はアンプル数)			薬剤使用量を 変更した理由	加圧式を使用し た場合のボトル	備考
			予定	実行	差引			
175	白B435	44						
176	白B436	38						
177	白B437	34						
178	白B438	24						
179	白B439	12						
180	白B440	50						
181	白B441	12						
182	白B442	28						
183	白B443	18						
184	白B444	22						
185	白B445	38						
186	白B446	48						
187	白B447	40						
188	白B448	36						
189	白B449	52						
190	白B451	18						
191	白B452	12						
192	白B453	10						
193	白B454	14						
194	白B455	38						
195	白B456	34						
196	白B457	18						
197	白B458	16						
198	白B459	24						
199	白B460	18						
200	白B461	48						
201	白B462	48						
202	白B464	12						
203	白B465	12						
204	白B466	30						
205	白B467	30						
206	白B468	32						
207	白B476	36						
208	白B477	30						
209	白B478	30						
210	白B481	12						
211	白B486	36						
212	白B517	10						
213	白B521	16						
214	白B522	36						
215	白B523	24						
216	白B524	32						
217	白B525	16						
218	白B526	52						
219	白B527	46						
220	白B528	14						

樹幹注入対象木・処理明細一覧表

汐川前国有林613は林小班

薬剤名:

対象木			薬剤使用量					
通し番号	No.テープ 番号	胸高直径 (cm)	使用量(ml又はアンプル数)			薬剤使用量を 変更した理由	加圧式を使用し た場合のボトル	備考
			予定	実行	差引			
1	白B1	42						
2	白B2	24						
3	白B3	22						
4	白B4	34						
5	白B5	20						
6	白B6	18						
7	白B7	24						
8	白B8	28						
9	白B9	34						
10	白B10	32						
11	白B11	28						
12	白B12	22						
13	白B13	32						
14	白B14	48						
15	白B15	42						
16	白B16	26						
17	白B17	30						
18	白B18	20						
19	白B19	46						
20	白B20	36						
21	白B23	36						
22	白B24	66						
23	白B25	16						
24	白B63	18						
25	白B64	12						
26	白B65	50						
27	白B66	38						
28	白B68	32						
29	白B69	12						
30	白B70	12						
31	白B72	44						
32	白B73	14						
33	白B74	22						
34	白B83	26						
35	白B84	42						
36	白B85	20						
37	白B87	12						
38	白B88	38						
39	白B89	20						
40	白B90	18						
41	白B91	10						
42	白B92	14						
43	白B93	32						
44	白B94	16						
45	白B95	38						
46	白B96	32						
47	白B97	44						
48	白B98	24						
49	白B99	14						
50	白B100	10						
51	白B101	32						
52	白B102	52						
53	白B103	36						
54	白B104	30						
55	白B105	44						
56	白B106	54						
57	白B107	40						
58	白B108	50						

樹幹注入対象木・処理明細一覧表

汐川前国有林613は林小班

薬剤名:

対象木			薬剤使用量					
通し番号	No.テープ 番号	胸高直径 (cm)	使用量(ml又はアンブル数)			薬剤使用量を 変更した理由	加圧式を使用し た場合のボトル	備考
			予定	実行	差引			
59	白B113	16						
60	白B114	26						
61	白B115	18						
62	白B116	18						
63	白B117	54						
64	白B132	54						
65	白B134	32						
66	白B135	12						
67	白B144	44						
68	白B145	36						
69	白B146	12						
70	白B147	38						
71	白B148	22						
72	白B149	16						
73	白B150	40						
74	白B151	20						
75	白B152	12						
76	白B153	22						
77	白B154	14						
78	白B155	42						
79	白B157	20						
80	白B158	22						
81	白B159	16						
82	白B161	16						
83	白B162	30						
84	白B163	14						
85	白B164	12						
86	白B165	18						
87	白B168	32						
88	白B171	28						
89	白B173	16						
90	白B174	52						

作業仕様書総則

- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
- 2 現場は、周囲を測量杭（又はテープ）等によって標示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上 of 休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第3者から受けた事故とする。
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、乙において実施し、その費用は乙の負担とする。

樹幹注入仕様書

- 1 注入対象木の標示を十分確認すること。
- 2 注入薬剤の使用に当たっては、その散布方法、使用量等について、農薬登録における使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 3 注入に当たっては、あらかじめ監督職員に連絡し、立会を求めること。なお、監督職員の立会がなかった場合は注入後速やかに監督職員に届け出て、注入の確認を受けること。

樹幹注入作業特記仕様書

(対象木)

1. 対象木は、ナンバーテープにより表示している。
2. 対象木であっても、施工までの間に枯死したマツ又は穿孔したときに樹脂の漏出異常が認められたマツについては注入処理を中止し、監督職員の指示を受けること。

(注入作業)

3. 注入作業については、樹液流動が停止する12月1日以降に実施すること。
4. 薬剤の使用に当たっては、その使用方法、使用量等について、農薬登録における使用方法、使用上の注意事項等を遵守し、安全かつ適正な使用に努めること。
5. 使用する薬剤の適用病害虫名と使用方法を記した表において、薬剤の使用量に幅がある場合は標準量を採用すること。
6. 乙は樹幹注入作業に着手するまでに、樹幹注入対象木・処理明細一覧表に前項で算定した予定使用量を記載し、監督職員の確認を受けること。
7. 乙は作業員の施工技術の向上を図るため、樹幹注入作業に着手するまでに、樹木医、松保護士又は使用する薬剤メーカーの技術者などの専門家を講師とした施工技術講習会を、現地において従事する作業員全員を対象に実施すること。
8. 施工に当たり、対象木が標準的かつ正常なマツである場合は上記5の使用量とするが、老齢木や胸高直径に対して樹高が相対的に高いマツなど樹木の状態により使用量を調整する必要があるものは、適切に使用量を増減させること。なお、その場合は事前に監督職員の確認を受けること。
9. 使用する薬剤の注入作業手順書等に基づき、適切なドリルの直径、穿孔位置、深さ（粗皮を除く。）や角度等を確認のうえ、適切に施工すること。特に、穿孔深さの不足による薬液漏れ等が発生しないように注意すること。
10. 薬剤注入後は、雨水や腐朽菌の侵入を防止するため、殺菌癒合剤又はコルクで注入孔を塞ぐこと。
11. 樹幹注入を施工したマツには、注入年度、月日、薬剤本数、薬剤名を明確に記入したラベルを、確認しやすい箇所に取り付けること。なお、記載にあたっては、退色の少ない筆記具を使用すること。
12. 作業は原則として晴天時の日中に行うものとし、降雨時や降雨直後は実施しないこと。
13. 加圧注入用機材を使用する場合は、当該機材の取扱説明書等に従い適切に使用すること。
14. 薬剤注入後は、薬剤容器等を速やかに撤収するとともに、環境に影響が出ないよう産業廃棄物として適切に廃棄処分すること。また、その処理を証明する書類（マニフェスト等）を提出すること。

15. 樹幹注入の施工に当たっては、あらかじめ監督職員に連絡し、立会を求めること。なお、監督職員の立会がなかった場合は施工後速やかに監督職員に届け出て確認を受けること。

16. 施工の都度、樹幹注入対象木・処理明細一覧表に必要事項を記入すること。また、事業日報には作業日ごとに薬剤の使用量及び処理数量（本数）を記入すること。これらの書類は、監督職員から提示を求められたときは遅滞なく提示すると共に、事業終了後に作業記録報告書（別紙様式1）の添付書類として甲に提出すること。

（安全衛生）

17. 薬剤の注入作業中は露出部を少なくするため、保安帽、手袋、マスク等の保護具を着用するとともに、薬剤が皮膚についた場合や作業終了時は石けんでよく洗浄すること。

（その他）

18. その他技術的事項に関しては監督職員の指示に従うこと。

樹幹注入薬剤購入仕様書

1 購入薬剤

- | | | |
|-----|--------|----------------------|
| (1) | 薬剤の用途 | 松くい虫 樹幹注入剤 |
| (2) | 人畜毒性 | 普通物 |
| (3) | 適用木名 | マツ生立木 |
| (4) | 適用病虫害名 | マツノザイセンチュウ |
| (5) | 薬剤数量 | 注入対象数量から算出した数量であること。 |
| (6) | 薬効期間 | 6年以上 |

2 注入対象数量 310 本

3 注意事項

- (1) 農薬登録済みの薬剤及び上記の品質・特性を有した有効期限内の物品を購入すること
- (2) 薬剤は、別紙「使用材料承認願」を提出し、監督職員の承認、確認を受けた後に使用すること。
- (3) 納品書（写）を監督職員に提出すること。
- (4) 薬剤の輸送にあつては、容器の破損等に留意し適切に取り扱うこと。
- (5) その他必要事項については監督員の指示によること。

松くい虫防除事業（林床整理（除伐））仕様書

〔除伐木〕

- 1 除伐木は、現にマツの生長を阻害するもの、今後マツの生長を阻害する恐れのあるもの（灌木類及び竹、ササ）とする。
- 2 除伐木の切断の高さは地ぎわとする。

〔天然更新木の保残〕

- 3 天然更新しているマツについては保残すること。

〔除伐木の整理〕

- 4 マツの稚樹がある箇所の除伐木については、稚樹の生長を考慮し整理すること。

〔その他〕

- 5 その他の技術的事項に関しては、監督職員の指示に従うこと。

令和 年 月 日

監督職員 殿

請負者 住所
氏名

使用材料承認願

令和 年 月 日に請負契約を締結した汐川前国有林松くい虫防除事業について、下記材料を使用しますので承認願います。

記

購入品	メーカー又は販売店	規格

分任支出負担行為担当官
鳥取森林管理署長 山崎 準 殿

報告者 住所
 氏名

作 業 記 録 報 告 書

令和 年 月 日に契約締結した汐川前国有林松くい虫防除事業について、作業を完了したので下記のとおり報告します。

記

- 1 契約に定める防除作業の内容
- 2 作業記録

作業の内容	実施したもの	実施期間	実施場所	実施数量	防除実施者	摘 要
樹幹注入						

（注） 1 実施した全作業について○印を付し、それぞれの欄に記入する。
 2 防除実施者欄は報告者が行った場合のみ記入する。
 3 実施した全作業のそれぞれの記録写真を添付する。
 4 摘要欄には、樹幹注入に監督職員が一部又は全部立会した年月日等、参考事項を記入する。

請負事業事故報告書

令和 年 月 日

監督職員 殿

請 負 者

現場代理人

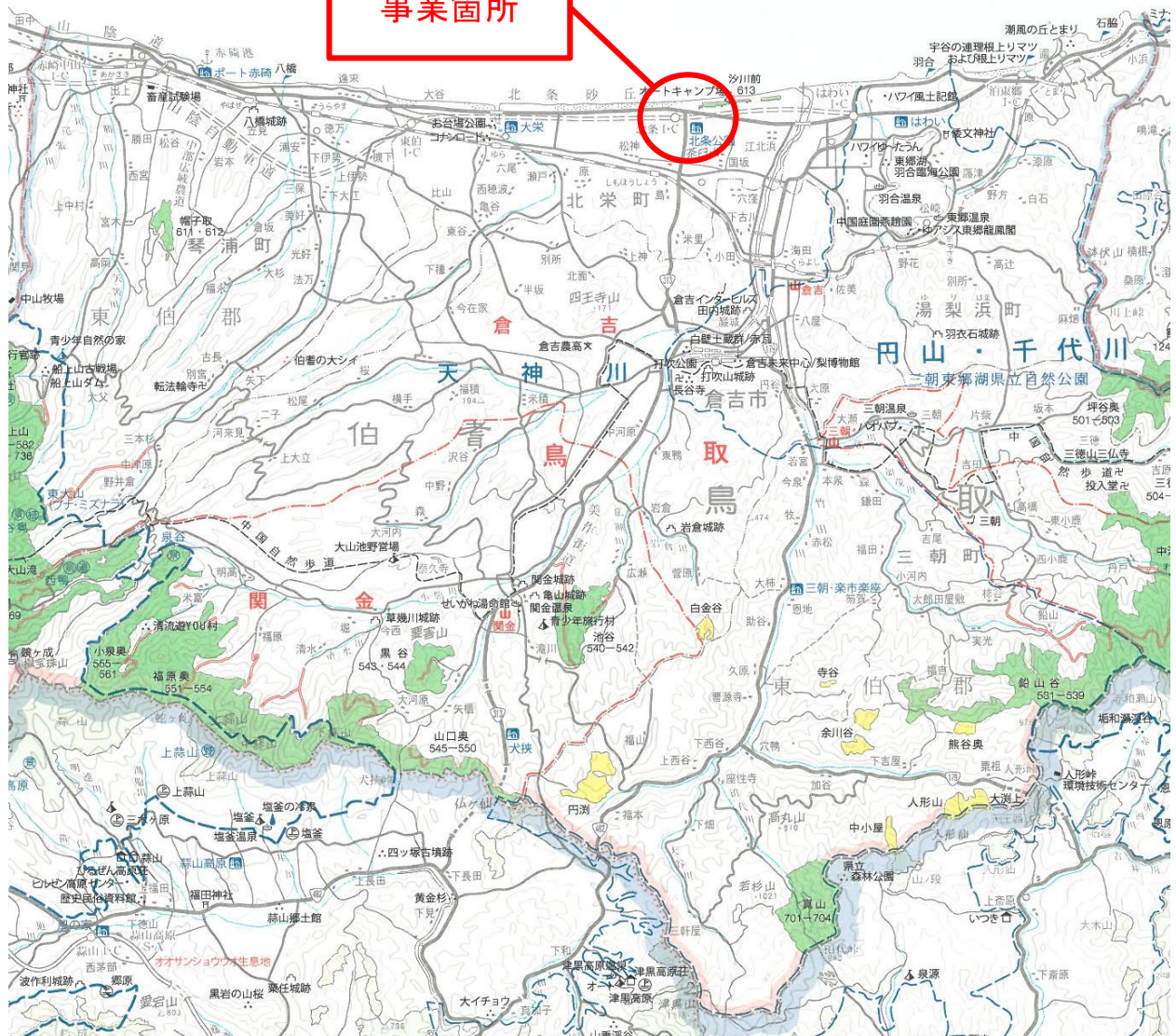
事業名				事業場所				
発生日時	令和	年	月	日 (曜日)	時	分	天 候	
災害発生状況・原因	①どのような場所で ②どのような作業をしている時に ③どのような物または環境に ④どのような不 安全なまたは有害な状態であって ⑤どのようにして災害が発生したかを詳細に記入する。また、略図を 添付する。							
被害状況	人的被害・物的被害を記載							
被災者	氏 名		生年月日	月	日 (歳)	性別	男 ・ 女 職 業	
	連絡先						経験年数	
	傷病名		傷病部位		休業見込期間・死亡日時		被災場所	
今後の対策								
所見・状況								

注) 労働災害(4日以上 of 休業を要する災害)、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故が発生した場合に監督職員に速やかに報告する。

令和8年度
汐川前国有林松くい虫防除事業 位置図
汐川前国有林613い林小班外
縮尺 1 / 200,000

日 本 海

事業箇所



令和8年度
汐川前国有林松くい虫防除事業 位置図
汐川前国有林613い林小班外
縮尺 1/20,000

海

鳥取沿岸北条海岸保全区域

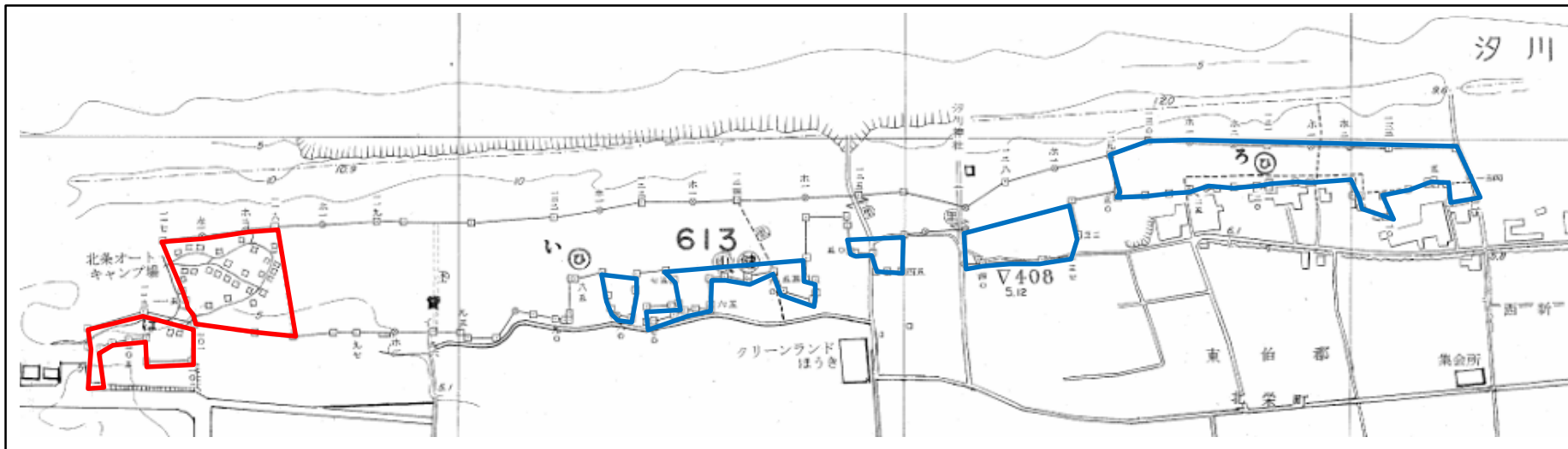


凡例

事業箇所



令和8年度
 汐川前国有林613い林小班外
 位置図
 汐川前国有林613に林小班
 縮尺1/5,000



凡例				
作業種	国有林	林小班	数量	区域
樹幹注入	汐川前	613い	220 本	
樹幹注入	汐川前	613は	90 本	
計			310 本	

凡例				
作業種	国有林	林小班	数量	区域
林床整理	汐川前	613い	1.52 ha	
林床整理	汐川前	613ろ	2.02 ha	
林床整理	汐川前	613に	1.61 ha	
計			5.15 ha	



（別紙）契約情報の公表

令和 8 年度 請負事業の契約条件等
事業名：汐川前国有林松くい虫防除事業

鳥取森林管理署

作業種	国有林	林小班	実行数量	作業期間	林分条件		作業条件				備考
			本数		傾斜	植生条件	作業手段 (人力・機械)	通勤距離 (片道・km)	通勤時間 (往復・分)	人員輸送起点	
樹幹注入	汐川前	613い	220本	契約締結の日の翌日 ※ 1 ～ 令和 9 年 3 月 8 日	緩	少	人力・機械併用	4. 2	19 (内徒歩 7 分)	北栄町北条支所	
	汐川前	613は	90本		緩	少	人力・機械併用	4. 2	15 (内徒歩 3 分)	北栄町北条支所	
合計			310本								
林床整理	汐川前	613い	1. 52 ha	契約締結の日の翌日 ～ 令和 9 年 3 月 8 日	緩	多	機械	4. 2	15 (内徒歩 3 分)	北栄町北条支所	
	汐川前	613ろ	2. 02 ha		緩	多	機械	4. 0	16 (内徒歩 4 分)	北栄町北条支所	
	汐川前	613に	1. 61 ha		緩	多	機械	4. 6	19 (内徒歩 5 分)	北栄町北条支所	
合 計			5. 15 ha								

※ 1 注入作業は、樹液流動が停止する 1 2 月 1 日以降に実施すること。